健全化判断比率等について

健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、 別紙のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 9 日

提出者 国立市長 永見理夫

健全化判断比率(令和3年度)

(単位:%)

市名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
国立市	—	—	0.7	_
	(—)	(—)	(0.0)	(-)

(拳考)

早期健全化基準	12.66 (12.72)	17.66 (17.72)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)	標準財政規模	うち臨時財政対策債 発行可能額
財政再生基準	20.00 (20.00)	30.00 (30.00)	35.0 (35.0)		16,764,713 (15,897,996)	562,270 (0)

公営企業会計資金不足比率(令和3年度)

(単位:%)

比率名	指数	(参考) 経営健全化基準
国立市下水道事業会計資金不足比率	_ (-)	20.00 (20.00)

※ ()内は、令和2年度数値